

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営理念である「美しく魅力ある国土の建設と保全」と「安全で快適な住まい環境の創出」に貢献することを通じて、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主の皆様の権利を尊重し、経営の透明性・公正性を確保するとともに、経営資源を有効に活用することで、経営環境の変化に迅速かつ効果的に対応し、経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

- ・株主の皆様の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ・株主の皆様を含むステークホルダーとの円滑な関係を構築し、適切に協働する。
- ・会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ・取締役会は、当社の経営に関する基本的な方針を決定するとともに、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、客観的な立場から実効性の高い業務執行の監督機能を発揮する。
- ・中長期的な投資方針を有する株主の皆様との間で建設的な対話を行う。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大日本コンサルタント社員持株会	688,716	8.99
大日本コンサルタント社友持株会	482,500	6.30
株式会社北陸銀行	325,800	4.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	274,000	3.58
古河機械金属株式会社	190,080	2.48
株式会社三菱東京UFJ銀行	181,500	2.37
川田テクノシステム株式会社	172,200	2.25
富士前鋼業株式会社	165,000	2.15
富士前商事株式会社	146,586	1.91
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	140,000	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

- ・大株主の状況は、平成27年6月30日現在の株主名簿によるものであります。なお、当社が所有する自己株式307,243株(割合4.01%)は除外しております。
- ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は274,000株であります。なお、その内訳は、信託口137,000株、退職給付信託口137,000株であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	6月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
吉田 勝	税理士											△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 勝	○	株式会社日刊スポーツ新聞社の監査役を兼任しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。	社外取締役の吉田勝氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、国税局での要職を歴任し、税理士としての専門的見地や豊富な経験から、社外取締役として業務執行に対する監督等、職務を適切に遂行していただけていると判断しております。同氏は、平成23年9月より社外監査役に就任しておりますが、その専門的知見と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、平成26年9月より社外取締役として選任しております。なお、同氏は、大株主や主要な取引先等の出身ではなく、経営陣から独立した立場で一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されます。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に

鎌田 廣司	○	日京テクノス株式会社の監査役を兼任しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。	地から、社外監査役として職務を適切に遂行していただけていると判断しております。また、その専門的な知見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。なお、同氏は、大株主や主要な取引先等の出身ではなく、経営陣から独立した立場で一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されます。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
松本 靖彦	—		社外監査役の松本靖彦氏は、東邦航空株式会社の取締役総務部部長を務めるとともに、川田テクノシステム株式会社の監査役として、豊富な経験と高い見識を有していることから、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、その経験と高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	2名
--	----

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社で定めた独立役員の「独立性判断基準」を定めております。その要件を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。当社の定めた「独立性判断基準」の概要は、次のとおりであります。

【独立性判断基準】

社外役員候補者のうち、次に掲げる全ての基準を満たす者は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断する。

1. 現在、当社または当社の子会社の役員及び使用人であってはならず、かつ、その就任の前10年間に於いて、当社または当社の子会社の役員及び使用人であってはならない。
2. 直近事業年度から先行する3事業年度のいずれかにおいて、下記3から9までに掲げる者であってはならない。
3. 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間（連結）売上高の2%以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者）またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
4. 当社または当社の子会社の主要な取引先である者（当社の直近事業年度における年間（連結）売上高の2%以上の支払いを行っている者）またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
5. 当社または当社の子会社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人・団体等である場合には、当該団体に所属する者をいう。）であってはならない。
6. 当社または当社の子会社から年間1,000万円以上の寄付を受けている者またはその寄付を受けている法人・団体等の業務執行者であってはならない。
7. 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
8. 当社または当社の子会社が総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している法人・団体等の業務執行者であってはならない。
9. 当社または当社の子会社から役員を受入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者であってはならない。
10. 上記1から9までに掲げる者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族であってはならない。
11. 当社において、現任社外役員の地位にある者が、再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えてはならない。
12. その他、社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の事業規模や事業内容等を勘案し、取締役へのインセンティブ付与は必ずしも必要ではないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、取締役及び監査役の報酬等の総額を事業報告及び有価証券報告書にて開示しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、対象となる役員の員数は次のとおりです。

<平成27年6月期>

取締役の年間報酬総額 77,184千円 10名(うち社外取締役1名)

監査役の年間報酬総額 13,146千円 5名(うち社外監査役3名)

(注)

取締役の年間報酬総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

取締役の年間報酬総額及び員数には、平成26年9月19日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役2名を含んでおります。

監査役の年間報酬総額及び員数には、平成26年9月19日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました監査役2名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等の額の決定に関する方針を定めており、定時株主総会の決議にて承認された限度額の範囲内で、内規に従い、その個々の具体的な金額を取締役については取締役会より一任された代表取締役が決定しております。監査役については監査役の協議で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

監査役がその職務を補助すべき使用人(以下、補助使用人という)を置くことを求めた場合、取締役または取締役会は監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで補助使用人を指名する。

補助使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、監査役及び監査役会の事務局は、専任の補助使用人があたるものとする。また、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで実施するものとする。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(a) 経営上の意思決定及び経営執行

当社の取締役会は、当有価証券報告書提出日現在、取締役8名(うち社外取締役1名)で構成されており、株主価値の向上のための経営方針、事業計画、組織、財務状況等の法令、定款及び取締役会規則で定められた重要事項を付議し、十分な議論と審査によって経営の意思決定ならびに業務の監督を実施する体制を整えております。また、執行役員制度を導入することで取締役会と経営執行機能を分離し、職務権限規定に基づき業務執行を行うことで経営の透明性を確保するとともに、社会環境の変化に迅速に対応できる体制も整えております。

(b) 監査体制

当社は監査役制度を採用しており、当有価証券報告書提出日現在、監査役3名(常勤監査役1名、社外監査役2名)の体制であります。各監査役は取締役会に出席し、取締役の業務執行の監査を実施しております。また、監査室3名と連携の上、業務活動の法令遵守及び適法性について、定期的に内部監査を実施しております。

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、公正な立場からの厳格な監査を受けております。なお、平成27年6月期において、会計監査を執行した公認会計士の氏名は内田淳一氏および山本千鶴子氏で、そのほかの監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士2名、公認会計士試験合格者等4名、その他8名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、それぞれの職歴、経験、専門知識を活かした経営の監督・監査ができる社外取締役1名及び社外監査役2名を選任することで経営の監視機能を強化しており、経営に対する客観性及び中立性を確保した十分なガバナンス体制を維持できると考えており、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	定時株主総会招集ご通知を9月3日付で発送しておりますが、株主の皆様にも早期に情報を提供するため、8月28日付で発送前に開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、年1回、決算の概況及び経営戦略について、当社代表取締役社長自身による説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、決算短信、有価証券報告書、株主通信等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営統括部経営企画室が、IR活動を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業行動規則に基づき、株主、顧客、社員等、協力会社、提携会社、地域社会、その他の機関を含む利害関係者の関心に配慮し、行動しなければならないと定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ISO9001、ISO14001を認証取得し、品質環境方針を策定し、継続的に環境保全活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、企業行動憲章において、株主や投資家、顧客、協力会社、社員、地域社会など、さまざまなステークホルダーとのコミュニケーションを図るとともに、適正な企業情報を適時かつ公正に開示すること定めております。また、重要情報管理規則に基づき、情報管理責任者を定め、重要情報の適切かつ早期の開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において、内部統制システム構築の基本方針として次のとおり決議しております。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、文書管理規則に基づき、その職務執行に係る重要な情報を文書もしくは電磁的媒体に記録、保存し、監査役等からの閲覧要請に常時備える。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規則に基づき、損失の危険に関して、その領域毎に担当部門が予防策及び発生時の対応策に関する手順書の作成や教育等を実施するとともに、組織横断的な監視ならびに全社的な対応は、経営統括部が行う体制を構築する。
また、新たに生じた損失の危険または重大な損失の危険が予見された場合は、取締役会において速やかに対応責任者とする取締役を定め、必要な対策を講じる。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び社員が共有する全社的な経営目標を定めてこの浸透をはかるとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標ならびに効率的な達成方法を定める。
また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、業績報告を通じて定期的にその結果を検証し、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、全社的な業務の効率化を実現するための体制を構築する。

(4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業行動規則を取締役及び社員の法令及び定款遵守と、誠実かつ倫理的な事業活動のための行動規範とする。
監査役は、法令遵守に関する重要な問題を認知した際は、速やかに代表取締役社長に対して勧告、助言を以て是正を求め、コンプライアンス委員会は、取締役会に対して当該事項に関する諸施策を提言する。また、当社は法令遵守に関する社内通報制度を設けるとともに、指導及び助言を受けられる社外弁護士を選任する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社から定期的に業務執行及び財務状況の報告を受ける体制を維持するとともに、子会社における内部統制の実効性を高める方策、リスク管理体制等について、必要な指導及び支援を実施する。また、子会社の自主性を尊重しつつ企業集団における経営効率の向上を図るため、子会社管理規定に基づいて、子会社を管理する体制とする。
当社の社内通報制度の相談窓口を子会社にも開放し、企業集団におけるコンプライアンスの実効性を図るとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人という）を置くことを求めた場合、取締役または取締役会は監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで補助使用人を指名する。
補助使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、監査役及び監査役会の事務局は、専任の補助使用人があたるものとする。また、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで実施するものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時担当する業務の執行状況を報告する。また、当社及び子会社の取締役及び社員は、当社及び子会社の業績に影響を及ぼす重要な事項を認知した際は、速やかに監査役に報告する。
当社は、当社及び子会社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長及び監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を設定するとともに、監査役会が必要と認める際は、自らの判断で、弁護士、公認会計士及びその他外部機関を活用することができる。
当社は、監査役から所要の費用の請求を受けた時は、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担する。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図る。
監査室は、毎期財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、不備等があれば必要な是正を行うよう指示するとともに、その内容を代表取締役社長に報告する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に置き、反社会的勢力の排除に向け、「企業行動規則」を行動規範とする。
市民活動の秩序や安全の脅威となる反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当な要求を受けた場合は毅然と対応し、利益供与するなど安易な問題解決を行わない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載のとおりです。（再掲）

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に置き、反社会的勢力の排除に向け、「企業行動規則」を行動規範とする。

市民活動の秩序や安全の脅威となる反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当な要求を受けた場合は毅然と対応し、利益供与するなど安易な問題解決を行わない。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

□適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、当社が定める重要情報管理規則に基づき、重要な決定事実に関する情報、重要な発生事実に関する情報、決算に関する情報が、適切に開示される情報管理体制を構築しております。

1. 重要な決定事実

重要な決定事実については、原則として取締役会において決定しております。その決定事実については情報取扱責任者が適時開示規則に従って開示の要否を確認し、開示が必要となる場合には、速やかに開示を行う体制となっております。

2. 重要な発生事実

重要な発生事実については、重要事実を認識した部署から速やかに情報取扱責任者に情報が伝達されます。情報取扱責任者は適時開示規則に従って開示の要否を確認し、開示が必要となる場合には、速やかに開示を行う体制となっております。

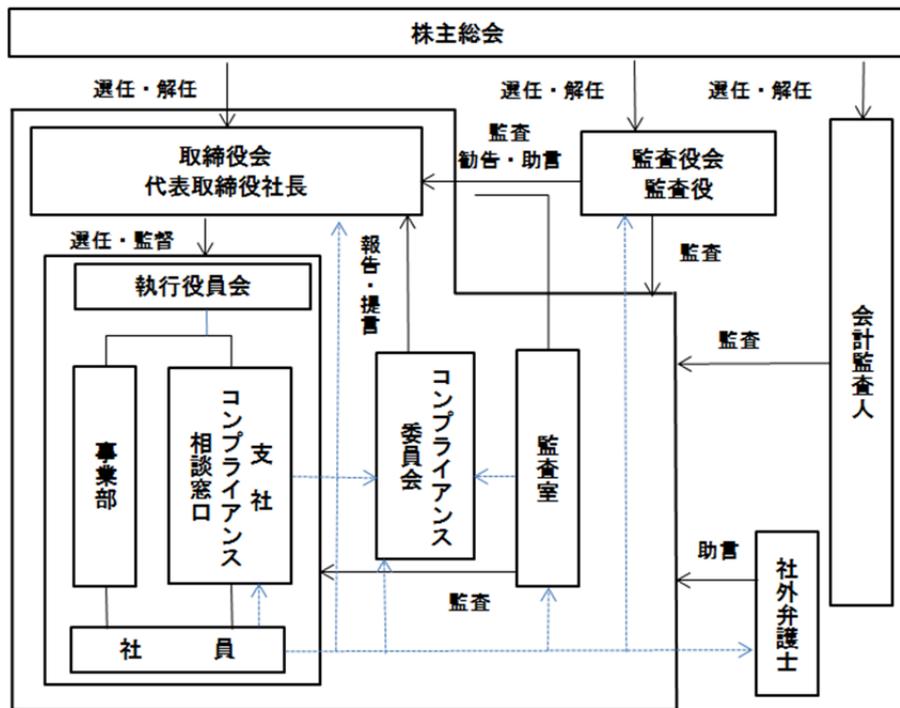
3. 決算に関する情報

決算に関する情報については、決算取締役会において承認を受け、速やかに開示を行う体制となっております。

上記情報の開示については、情報取扱責任者の指示のもと、経営統括部経営企画室が当該情報の事実確認、公表時期及び公表方法の確認を行った後、株式会社東京証券取引所のTDnetで提出し、必要に応じて東京証券取引所内の記者クラブへ資料配布すると同時に、当社ホームページにも掲載することとしております。

また、適時開示した情報は社内に公開するとともに、イントラネット等を利用してインサイダー取引の未然防止に向けた従業員への啓発活動を実施しております。

<コーポレート・ガバナンス体制の模式図>



コンプライアンスに関する社内通報 →

<適時開示体制の模式図>

